

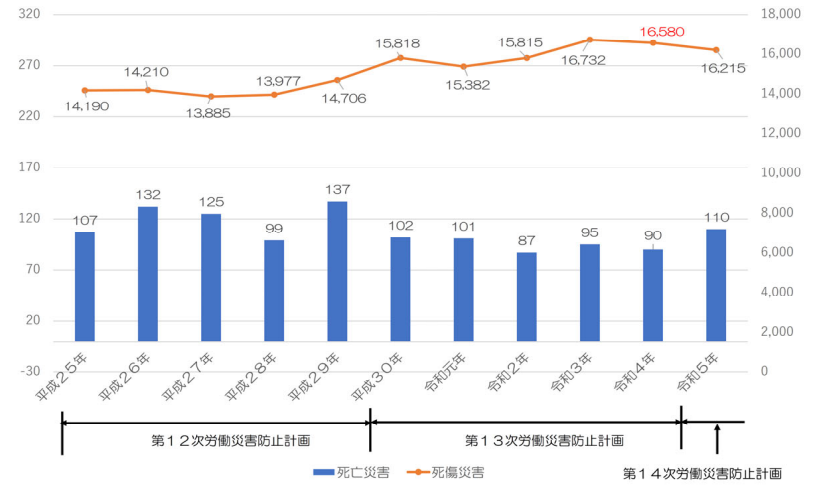
川越陸災防協議会 交通KYT講習

令和6年6月22日(土)



陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉支部
安全衛生管理員 五十嵐 力

1 全国における陸運業の労働災害発生状況の推移



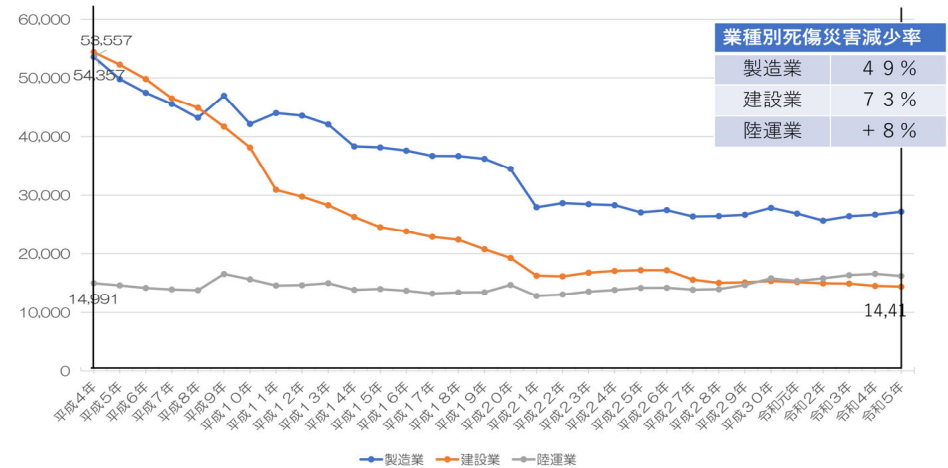
1

1-(2) 埼玉県における陸運業の労働災害発生状況の推移



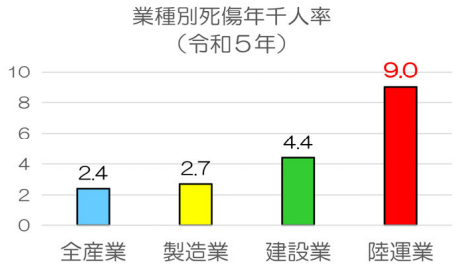
3

1-(3) 業種別死傷災害発生数の推移



業種別死傷災害減少率	
製造業	49%
建設業	73%
陸運業	+8%

1-(4) 業種別死傷年千人率

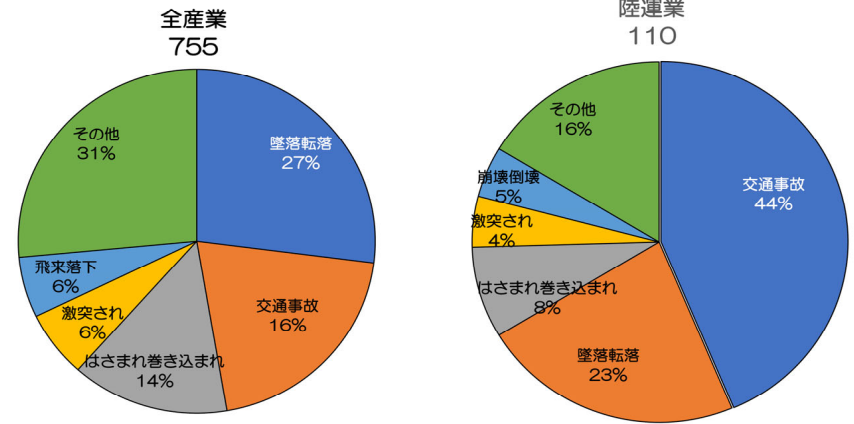


令和5年 業種別死傷災害発生件数 (人)

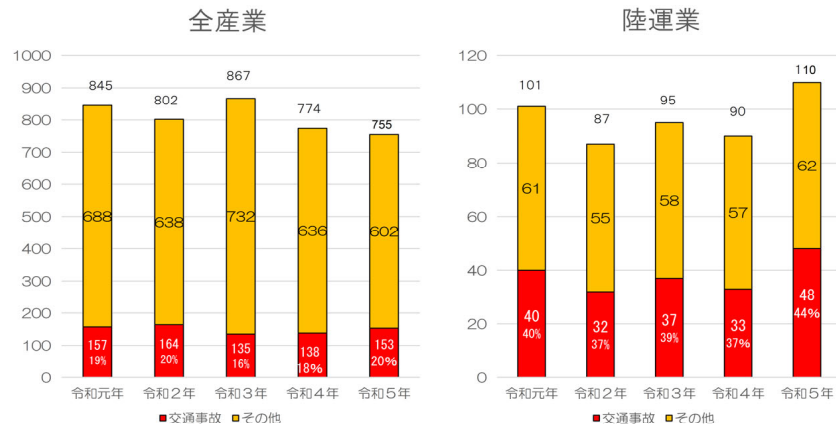
業種	製造業	建設業	陸運業	
全産業	135,371	27,194	14,414	16,215

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

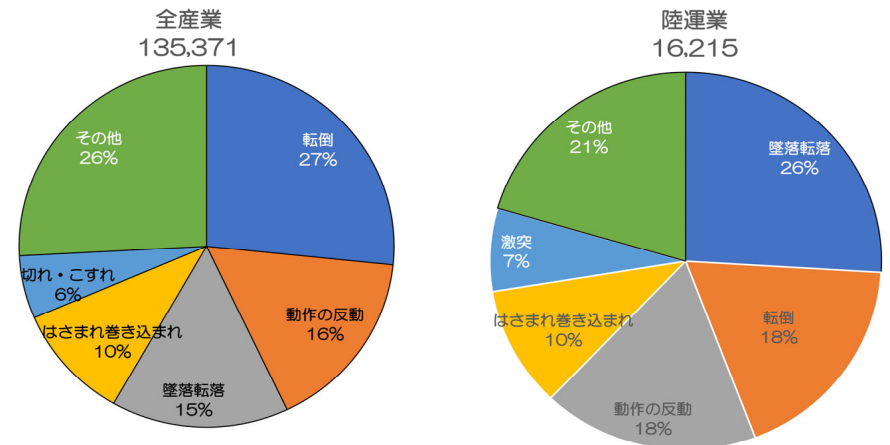
1-(5) 事故の型別死亡災害発生状況 (令和5年) 確定値



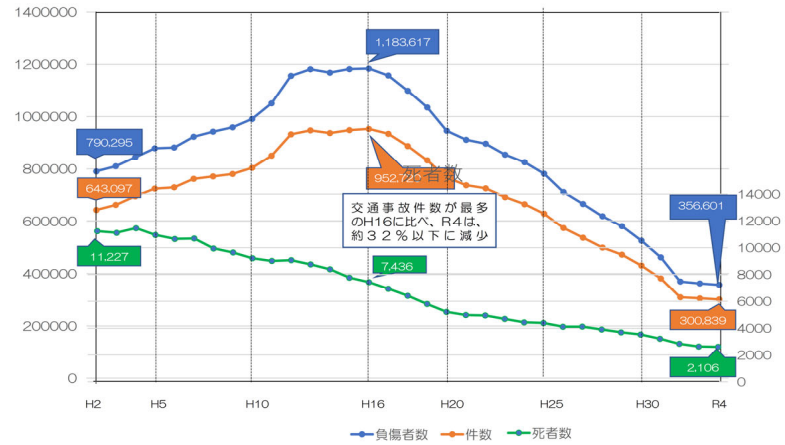
1-(6) 死亡災害に占める交通事故の割合の推移



1-(7) 事故の型別死傷災害発生状況 (令和5年) 確定値

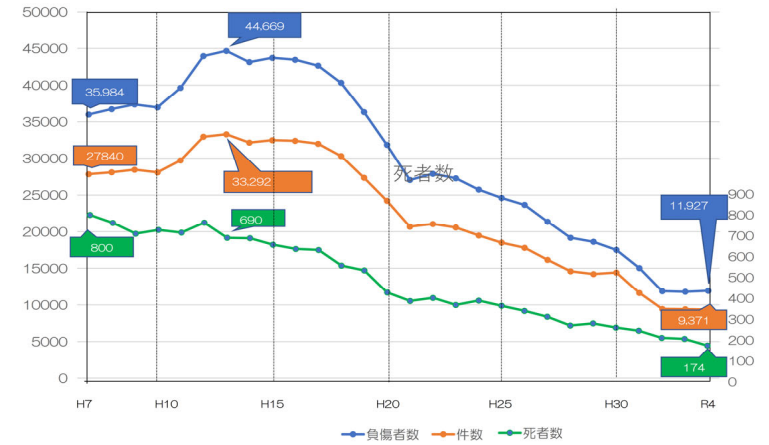


2 交通事故の発生状況（平成2年～令和4年）



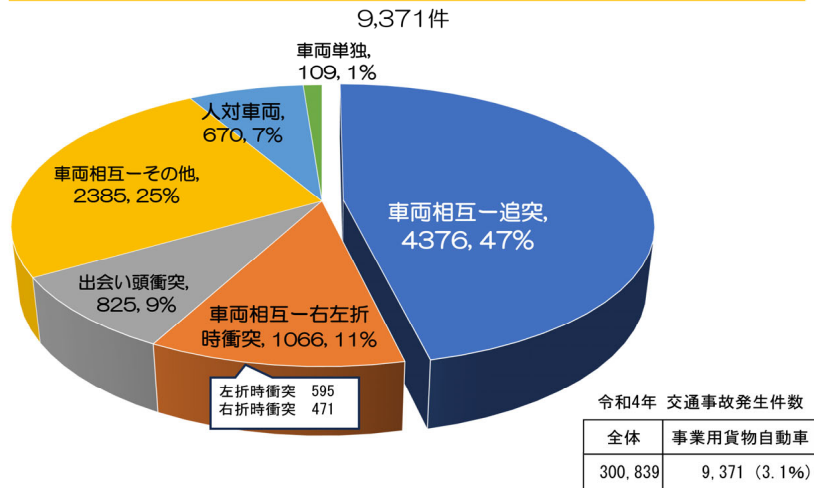
9

2 事業用貨物自動車の交通事故の発生状況（平成7年～令和4年）



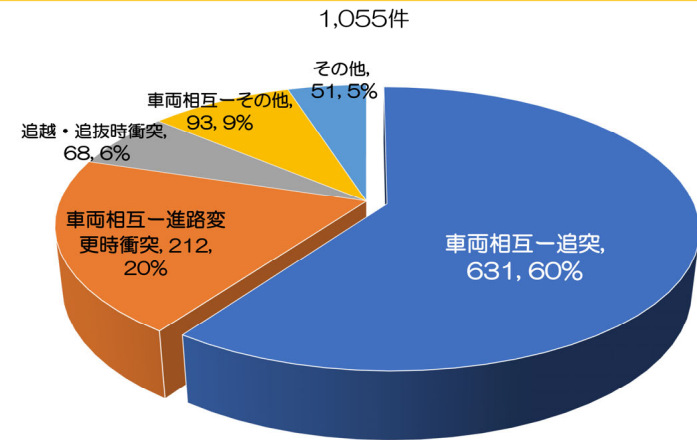
10

(3) 事業用貨物自動車の事故類型別交通事故件数（令和4年）



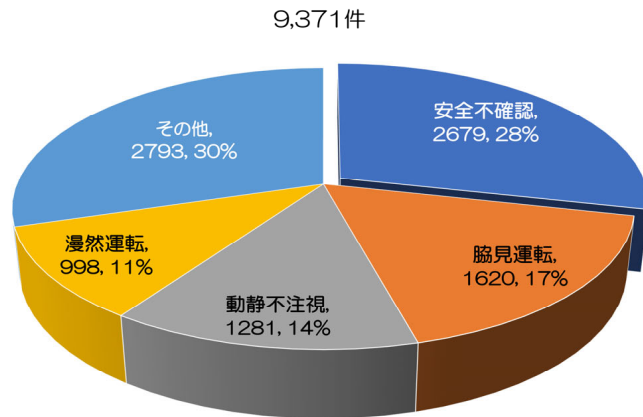
11

(3)-2 高速道路における事業用貨物自動車の事故類型別交通事故件数（令和4年）

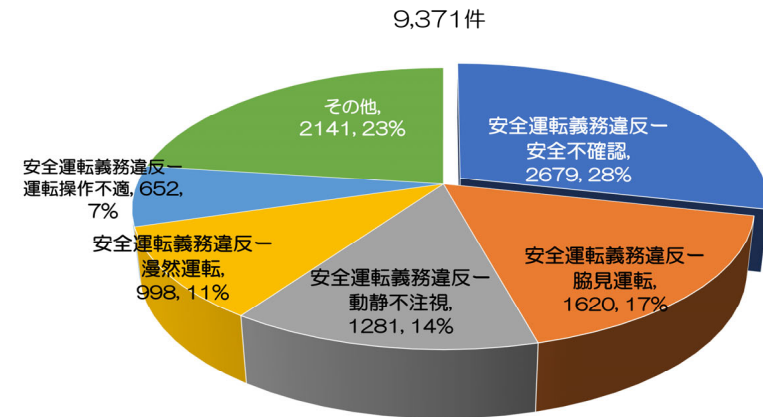


12

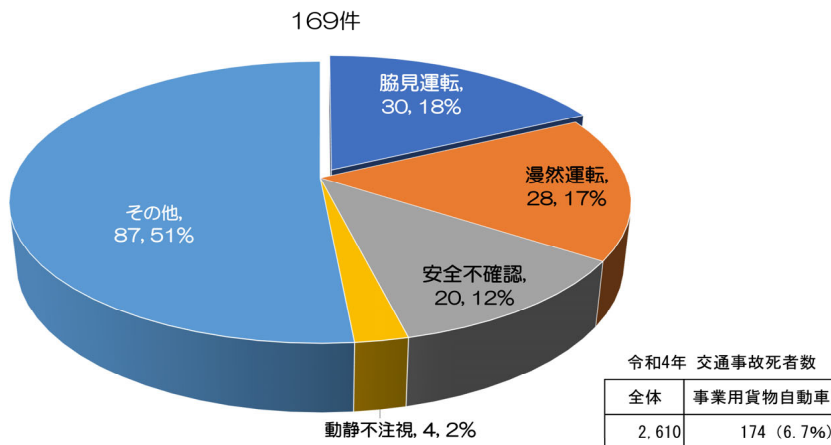
(4) 事業用貨物自動車の法令違反別交通事故件数 (令和4年)



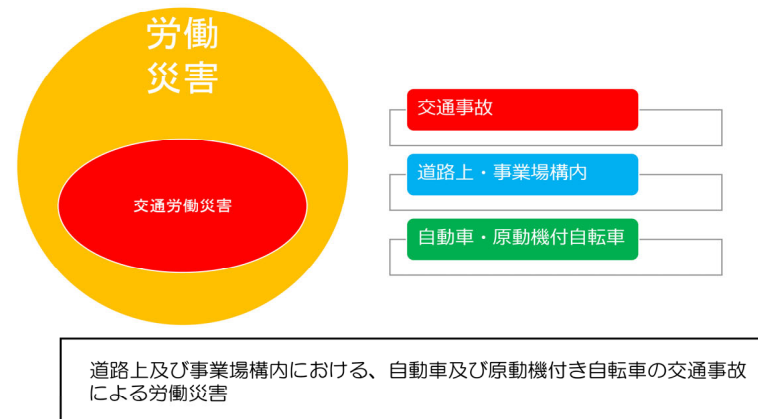
(4) 事業用貨物自動車の法令違反別交通事故件数 (令和4年)



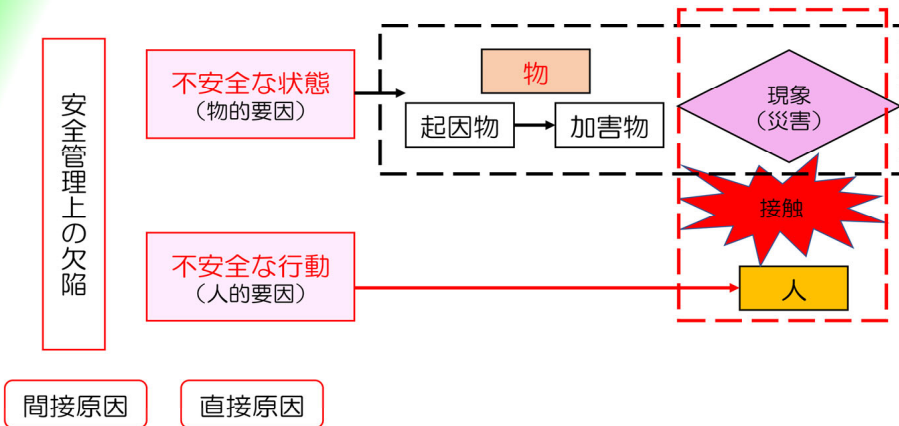
(4) 事業用貨物自動車の法令違反別死亡交通事故件数 (令和4年)



3 交通労働災害とは



4 労働災害（交通労働災害）発生メカニズム



17

(2) 自動車・積荷等「物」の不安全な状態

自動車の欠陥	<ul style="list-style-type: none"> ・車種・タイヤ等の選定の誤り ・整備不良 ・安全用具の欠陥 ・運転室・荷台内の整理・整頓の欠如
積荷の欠陥	<ul style="list-style-type: none"> ・荷の積み方の欠如 ・荷の固縛・保定用具や方法の欠如
身だしなみの欠陥	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者の服装・履物・保護具の欠陥

18

(3) 運転者「本人」の不安全な行動

- ・運転者の疾病・疲労・飲酒・睡眠不足
- ・合図・確認なしに車を動かす（わき見運転も含む。）
- ・青信号以外の走行（信号無視）
- ・速度超過（速度違反）
- ・安全不確認（省略行為）
- ・最大積載量以上の積載（過積載）

19

(4) 睡眠不足が心身に及ぼす影響

- 集中力の低下
- 判断力の低下
- 反応速度の低下
- 記憶力の低下
- イライラ・怒りっぽい
- 体調不良



運転に不可欠な能力が低下し、交通事故の発生する恐れが約4倍以上高くなる

20

(5) 道路・第三者等外部環境の不安全な状態・行動

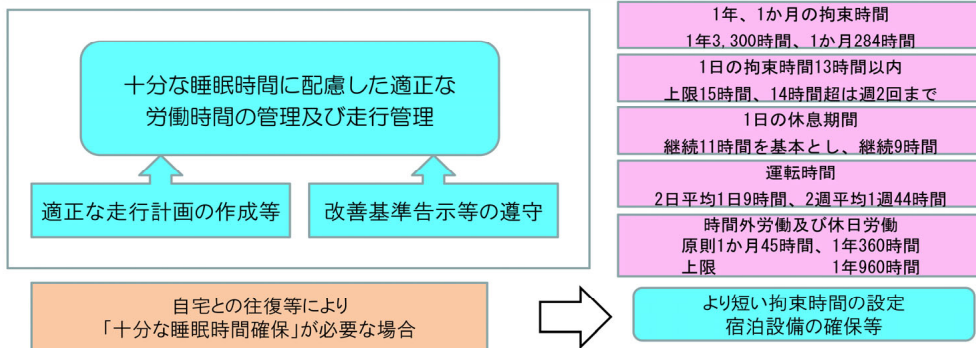
① 相手車両運転者の不安全行動	適正な車間距離と車線変更・進路変更、対向車
② 歩行者などの不安全行動	内輪差、死角、急な飛び出し、
③ 道路の不安全な状態	路面の状態（雨天による濡れ、積雪、凍結） 異常気象（大雨、積雪、濃霧、突風、地震）

(6) 安全管理上の問題

- ・安全衛生管理体制の未整備
- ・不適切な運転者の労働時間管理、走行管理
- ・不十分な運転者の健康管理
- ・不十分な安全意識の高揚
- ・不十分な事故再発防止への取組

(7) 適正な労働時間等の管理及び走行管理

- ① 改善基準告示等を遵守した走行計画の作成
- ② 運転者の睡眠時間等に配慮した労働時間管理及び走行管理
- ③ 運転者の移動に要する時間等を考慮した必要な措置



(8) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導（令和4年）

区分	監督実施事業場数	労基法違反事業場数	主な違反事項			改善基準告示違反事業場数	主な違反事項				
			労働時間	時間把握	割増賃金		総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間
トラック	3,079	22,549 (82.8%)	1,533 (49.8%)	280 (9.1%)	632 (20.5%)	1,790 (58.1%)	1,013 (32.9%)	1,317 (42.8%)	977 (31.7%)	686 (22.3%)	915 (29.7%)
バス	123	94 (76.4%)	42 (34.1%)	10 (8.1%)	23 (18.7%)	50 (40.7%)	28 (22.8%)	24 (19.5%)	11 (8.9%)	11 (8.9%)	11 (3.9%)
ハイヤー・タクシー	271	239 (88.2%)	106 (39.1%)	18 (6.6%)	82 (30.3%)	82 (30.3%)	44 (16.2%)	66 (24.4%)	17 (6.3%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
その他	312	260 (83.3%)	122 (39.1%)	39 (12.5%)	97 (31.1%)	115 (36.9%)	60 (19.2%)	78 (25.0%)	59 (18.9%)	29 (9.3%)	49 (15.7%)
合計	3,785	3,142 (83.0%)	1,803 (47.6%)	347 (9.2%)	834 (22.0%)	2,037 (53.8%)	1,145 (30.3%)	1,485 (39.2%)	1,064 (28.1%)	727 (19.2%)	975 (25.8%)

事例：36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせていた。時間外・休日労働時間数が1か月80時間を超える者が最も多い月で12名おり、最長で132時間の者が認められた。

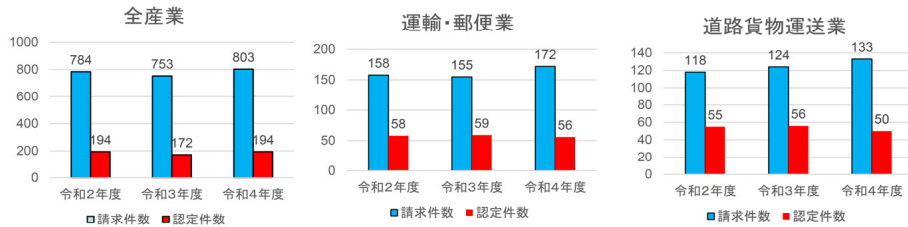
指導：36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせたことについては是正勧告。併せて、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について具体的方策を講ずるよう指導。

時間外・休日労働が1か月80時間を超える労働者について面接指導等を実施するよう努めること。

取組：配車システムの導入により運転者の労働時間の平準化を図るとともに、荷主に対してキャリーボックスの設置を依頼し、荷をまとめて積み込むことを可能とすることにより労働時間の削減を図った。

時間外・休日労働を1か月80時間を超えて行わせた労働者について、面接指導の対象とすることとした。

(9) 脳・心臓疾患労災請求・認定件数



	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全産業	784	194	753	172	803	194
製造業	92	17	88	23	72	14
建設業	108	27	105	17	93	30
卸・小売業	111	38	92	22	116	26
運輸・郵便業	158	58	155	59	172	56
道路貨物運送業	118	55	124	56	133	50

25
(注) 厚生労働省職業病認定対策室の資料による

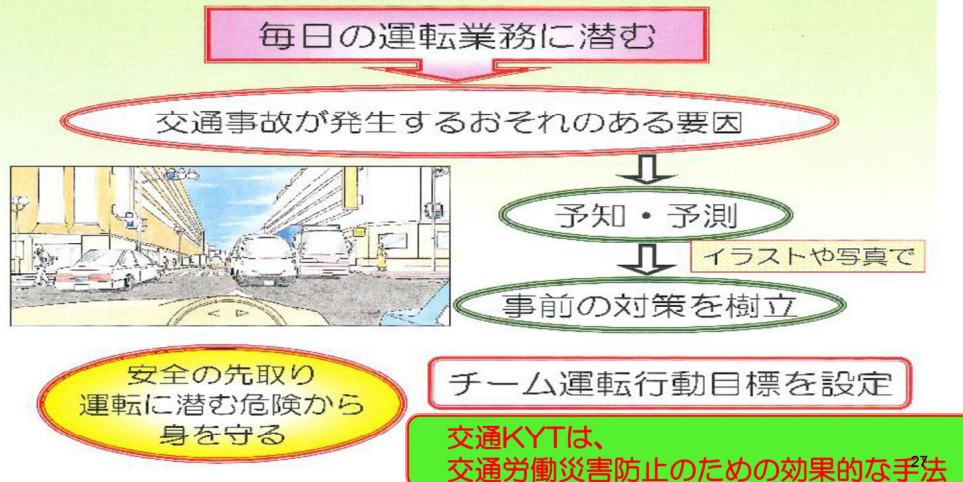
5 交通労働災害（死亡災害）事例

令和5年 陸運業の交通労働災害（死亡災害）事例

番号	災害発生日	発生状況	年齢	経験期間	事故類型
1	令和5年2月4日	石膏ボードを積載して片側2車線の国道の下り左側車線を走行していた大型トレーラーが交差点（上下とも右折専用レーンあり）に差し掛かったところ、対向車線から右折してきた乗用車と衝突し、大型トレーラーが下り車線側歩道に乗り上げ、コンクリート擁壁に激突し、大型トレーラーの運転をしていた労働者が骨盤骨折等の外傷による大量出血により死亡したものの。	47歳	20年	一般道路交差点付近右折する対向車との衝突
2	令和5年3月20日	国道（片側1車線）をトラック（4t冷蔵箱車）で走行中、前方で信号待ちのために停車していたトラック（4トン平ボディ）に追突した。ブレーキ痕なし、ドラレコの映像では直前に蛇行走行などはなかった。外傷性心臓破裂で死亡が確認された。	68歳	6年	一般道路信号待ち先行車に追突
3	令和5年8月21日	高速道路をトラックで走行中、トンネル出口付近にて、工事により発生した渋滞に気付くのが遅れ、最後尾に停車していたトレーラーに追突したものの。追突されたトレーラーの乗車員に怪我はなかった。トンネルから出た直後、前方のトレーラーに気付くのが遅れたためと推定する。	47歳	20年	高速道路トンネル出口付近停車中の先行車に追突

26

6 交通KYTの意義

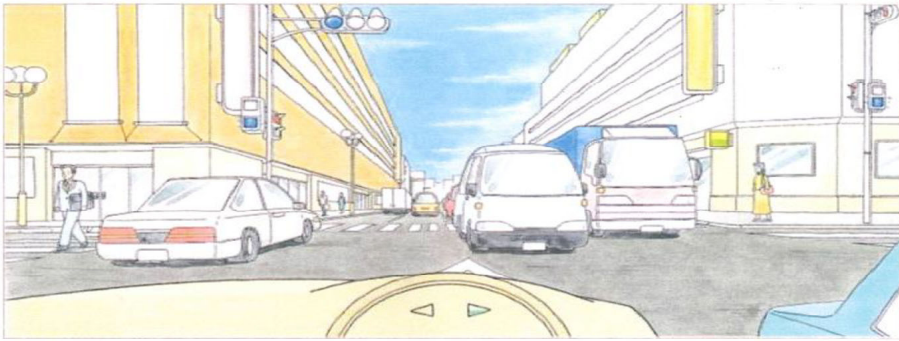


7 交通KYTの進め方

準備・導入	役割分担（リーダー、書記、発表者、討議者） 危険予知シート配付、挨拶等	
第1ラウンド 現状把握	「どんな危険がひそんでいるか」 現状を認識し、問題点を把握する 「～なので（不安全な状態・運転者の判断）～して（不安全な行動・運転者の運転行動）～と（相手の車等）～になる（～する）（事故の型・現象）」	量を
第2ラウンド 本質追及	「これが危険の本質だ」 問題点の本質を掘り下げる	質を
第3ラウンド 対策樹立	「あなたならどうする」 掘り下げた問題点の対策を立てる ～のときは～する。	量を
第4ラウンド 目標設定	「私たちは、こうする」 対策の中から最も大切な行動目標を設定する 「～するときは～して～しよう。ヨシ！」指差し呼称	質を

28

どんな危険がひそんでいますか



対向車線が混雑している交差点を右折しようとしています

29

《1R 現状把握》《2R 本質追及》

(準備)	(役割分担・危険予知シート配布)
(導入)	(番号・挨拶・健康確認)
第1ラウンド	『どんな危険がひそんでいるか』
①	対向車線が渋滞で停止しているのに、右折を開始したとき、対向車と歩道の間からバイクが直進してきて、接触する。
2.	対向車線の運転者が合図したので、右折したときに、横断歩道の自転車と接触する。
3.	対向車線が停止しているのに、急いで右折したとき、横断歩道上の歩行者と接触する。
4.	自車が右折の際に歩行者が飛び出してきて急停車したので、後続車に追突される。



30

《3R 対策の樹立》《4R 目標の設定》

第3ラウンド 『あなたならどうする』

1. 一旦停止する。
2. 徐行する。
3. 進行方向の確認をする。

第4ラウンド 『目標の設定』

《チーム行動目標》

「混雑している交差点を右折するときは、一旦停止して、進行方向の確認をし、徐行しながら右折しよう」 ヨシ！



《確認》(3回呼称)
指差呼称項目
「一旦停止」 ヨシ！

31

8 KYTの効果

- 1 危険パターンに対する『感受性』が鋭くなる。
危険を危険と気付かず、大丈夫？過信 ⇒ 潜む危険
個人レベルからチームレベルに高める。
- 2 『集中力』を高め、全員の積極的な話し合い。
さしせまっている危険要因について、全員の集中力を高めて、『短時間のミーティング』を実践。
- 3 問題発見・解決能力が向上する。
『何が危ないか』『どう危ないか』『何がポイントか』『どのように対応したら良いか』を本音で考え実践。

《安全確保の3種の神器》

危険予知活動・ヒヤリハット活動、指差し呼称

32

(参考) 改正労働安全衛生規則のポイント1

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行済】

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - ☆ 最大積載量5トン以上
 - ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければなりません。。



33

(参考) 改正労働安全衛生規則のポイント2

昇降設備の設置が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行済】

- 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



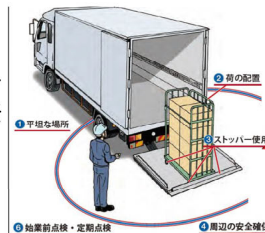
34

(参考) 改正労働安全衛生規則のポイント3

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

【令和6年2月1日施行済】

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務（以下「操作業務」といいます。）が、特別教育の対象となります。【学科4時間、実技2時間】
 - ☆ 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - ☆ 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - ☆ 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、出来る限り特別教育を受けることが望ましいです。



テールゲートリフターの操作の業務の特別教育のカリキュラム

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取り扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1. 5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取り扱い方法 台車の種類、構造及び取り扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0. 5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	テールゲートリフターの操作の方法	2時間

※6月以上の実務経験者に対する教育

学科教育：テールゲートリフターに関する知識 45分

実技教育：テールゲートリフターの操作の方法 1時間

36